

入会のご案内

1. 入会資格

- ◆レスポンシブル・ケア委員会の会員は、化学品を製造または取扱う法人でRC活動を推進するものとし、日化協会員の資格を必要とする。また、日化協企業会員は全会員がRC委員会に入会するものとする。

2. 入会手続き

- ◆会社代表者のレスポンシブル・ケア実施宣誓書ほか所定の書類提出

3. RC委員会の活動概要

別紙ご参照

4. RC実施計画書等の提出

【化学製品製造企業】

- ◆年度始め（毎年7月）に次の書類を提出
 - ①当年度のRC実施計画書（化学製品製造企業の様式による）
 - ②前年度のRC実施報告書（化学製品製造企業の様式による）
 - ③前年度のRC内部監査証明書
 - ④前年度の環境・安全管理表（パフォーマンスデータ等、化学製品製造企業の様式による）

【化学製品非製造企業】

- ◆年度始め（毎年7月）に次の書類を提出
 - ①当年度のRC実施計画書（化学製品非製造企業の様式による）
 - ②前年度のRC実施報告書（化学製品非製造企業の様式による）
 - ③企業概要報告書（売上げ、従業員数、グループ企業数等、化学製品非製造業の様式による）

5. 会費

【化学製品製造企業】

- ◆年会費：上期・下期の2回に分けて納入
- ◆会費：売上高準拠
原則として全社売上高としますが、事業内容によっては化学製品に係る売上高のみとすることが出来ます。

売上高（単位：億円）	年会費（単位：万円）
2,000以上	250
1,000以上2,000未満	150
500以上1,000未満	50
100以上500未満	35
100未満	20



2014年1月10日改訂

◇関係会社：親会社が会員である場合は所定額の1/2
(子会社特例)

◇売上高：直近の会計年度の売上高(化学製品の売上高)

◇途中入会：月割計算

◇途中退会：返還せず

【化学製品非製造企業】

◆年会費：上期に納入

◆会費：売上高によらず年間2万円

◇途中入会：年会費と同額2万円

但し、下期入会の場合にはその期の会費は徴収せず

◇途中退会：返還せず

《分類の基準》

1) 化学製品製造企業

①自ら製造した化学物質を主な製品として販売している製造企業。

②自ら製造した化学物質を成形した成型品を主な製品として販売している製造企業。

③自ら製造した化学物質や購入した化学物質を調合して化学物質の調合品を主な製品として販売している製造企業。

*売上げの中で化学製品と他の製品が混在している製造企業について

化学製品を自ら製造・販売しており、化学製品の売上げが全売上げに占める比率が高く、企業の主力事業の一つとして位置づけている場合には、化学製品製造企業に分類する。その比率がそれほど高くなく、企業の主力事業でない場合には非製造企業に分類しても差し得ない。また製造企業に分類した場合であっても、会費の基準となる売上げは、化学製品の売り上げのみに限定してよい。

2) 化学製品非製造企業

上記の製造企業の要件に当てはまらない企業は、原則化学製品非製造企業とする。

以上

問合せ先

一般社団法人 日本化学工業協会

RC推進部

TEL 03-3297-2583

FAX 03-3297-2606